

災害時連絡体制規約

本規約は、災害が発生した際、（一社）島根県冷凍空調工業会（島冷空工業会）として会員の被害状況を把握し（一社）日本冷凍空調設備工業連合会（日設連）との連絡体制について定める。

（目的）

1. 災害が発生した場合に、島冷空工業会として被害状況を把握するとともに、被害状況を日設連を通じて国へ報告するための体制を構築することを目的とする。

（定義）

2. 災害とは、地震や風水害等の自然災害、事故や事件による人的災害等をいう。

（地震）

3. 会員又はその地区理事は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに被害状況を確認し、所属する地区の副理事長及び理事長へ連絡する。

4. 会員又はその地区理事は、震度4以下の地震が発生した場合は、速やかに被害状況を確認し、被害があった場合のみ、所属する地区の副理事長及び理事長へ連絡する。

（その他の被害）

5. 会員又はその地区理事は、風水害、土砂災害等、自然災害による被害が発生した場合は、速やかに被害状況を確認し、被害があった場合のみ、所属する地区の副理事長及び理事長へ連絡する。

6. 自然災害以外の災害において被害が発生した場合は、前項の規定を準用する。

（被害）

7. 報告対象とする被害内容は、会員代表者及び職員の人的被害（死亡・ケガ等）、会員会社の物的被害（家屋倒壊・半倒壊・浸水、車や工具類の破損等）とする。

8. 報告対象は、前項の他、会員代表者及び職員の家族、家屋を含む。

（連絡体制）

9. 島冷空工業会副理事長の緊急連絡先（携帯電話）と島冷空工業会理事長もしくは事務局員と緊急連絡先（携帯電話）のホットラインを結び、随時、相互に連絡を取る体制とし、同時に会員又はその地区理事は、本規約で定める連絡様式で、所属地区副理事長及び島冷空工業会事務局宛 FAX（0852-67-1767）にて詳細を連絡する。

10. 島冷空工業会理事長もしくは事務局員と日設連専務理事及び日設連事務局員とホットラインを結び、随時、相互に連絡を取れる体制とする。

（附則）

1. この規約は平成30年8月1日より運用する。

災害時連絡体制

